

平成 29 年 4 月 13 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事会出席者 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

重症心身障害児者を対象とした多機能型事業所  
を実施する場合の取扱いについて（情報提供）

1. 平成 24 年に施行された障害者総合支援法及び改正児童福祉法により、これまで補助事業として実施されていた「重症心身障害児（者）通園事業」は法律に基づく事業として新たに規定されました（法制化）。  
この法改正により、これまで重症心身障害児（者）通園事業を利用していた重症心身障害児者は、重症心身障害児施設（入所）と同様に年齢によって適用される法律が異なることになり、満 18 歳未満の児童については児童福祉法に基づく「児童発達支援」を、満 18 歳以上の成人については障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（生活介護等）を利用することになりました。
2. しかしながら、重症心身障害児（者）通園事業は小規模な実施形態であることや児者一貫した支援が適切であること等が特に配慮され、利用定員が 5 人の小規模通所事業所であっても新体系への移行が可能となるよう職員の兼務や設備の共用等が認められ、円滑な移行が図られることになりました。
3. これら制度や運用の解釈については、改正法の施行時に発出された関係通知や Q & A により通知されているところですが、重症心身障害児者を対象とした多機能型事業所と、重症心身障害児者以外を対象とした多機能型事業所の取扱いに関して、一部不明確な事柄があったことから、この度、質問に答える形で解釈の明確化を図ったものです。ここに至るまでの詳細につきましては、「両親の集い」4 月号にて掲載することとしております。

厚生労働省から発出された事務連絡は以下のとおりです。

(資料)

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 3 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業所（児童福祉法）と生活介護事業所（障害者総合支援法）の多機能型事業所を実施する場合の取扱いについて」

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業所（児童福祉法）と生活介護事業所（障害者総合支援法）の多機能型事業所を実施する場合の取扱いが不明確であったことから、その取扱いを別添のとおりお示しいたします。

(別添)

(問) 重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業と生活介護を多機能型事業として行う場合、職員の兼務は可能か。

(答) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、重症心身障害児を対象とした事業所の職員については、専従要件を課していないため、職員の兼務は可能である。

なお、重症心身障害児以外を対象とした事業所については、専従要件を課しているため、職員の兼務はできない。